十三　（略）	（略）	（略）	（略）
十四　地方厚生局及び地方厚生支局の麻薬取締部並びに地方麻薬取締支所	(1)　（略）	（略）	（略）
	(2)　部長、部次長、密輸・広域事犯管理官及び支所長	二	
十五～二十二　（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一六四

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改正後			
別表第一（第一条関係）			
一～三　（略）			
四　内閣府			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
京都事務所	所長		二種
	課長		四種
科学技術・イノベーション推進事務局	審議官		一種
	参事官		
	企画官（人事院の定めるものに限る。）		二種
（略）	（略）		（略）
五～九　（略）			
十　金融庁			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
公認会計士・監査審査会事務局	課長		一種
十一～二十二　（略）			

改正前			
別表第一（第一条関係）			
一～三　（略）			
四　内閣府			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
京都事務所	所長		二種
	課長		四種
（略）	（略）		（略）
五～九　（略）			
十　金融庁			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
公認会計士・監査審査会事務局	室長（人事院の定めるものに限る。）		二種
十一～二十二　（略）			